



府中市では、防災意識啓発を目的として、防災情報誌『自主防災ふちゅう1号』を平成30年7月に発行しました。今後も定期的に発行してまいります。

発行：府中市 編集：行政管理部防災危機管理課
〒183-0056 府中市寿町1-5 中央防災センター
電話：042-335-4098 FAX：042-335-6395
メールアドレス：bousai01@city.fuchu.tokyo.jp

平成30年は非常に災害の多い年となりました。平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震では、震度6弱の揺れを観測し、6人の方が犠牲になりました。9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、震度7の揺れを観測し、40人以上の犠牲者を出しました。

また、平成30年7月豪雨では、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し、死者数が200人を超える、平成に入ってから最悪の水害となりました。

「災害は忘れた頃にやってくる」という言葉がありますが、近年は災害の記憶がまだ新しいうちに次の災害が発生しています。いずれ起こる大災害に備えて、今のうちにできる災害への備えをしておきましょう。

提供：防災システム研究所 山村武彦



大阪府北部地震



平成30年7月豪雨



北海道胆振東部地震

悲劇を繰り返さないため、災害の教訓を活かしましょう!

震度7を記録した阪神・淡路大震災では犠牲者の死因の多くは、木造家屋の倒壊により、家屋の下敷きになったことによる圧迫死でした。大阪府北部地震では、最大震度が6弱であったこと、住宅の耐震化が進んだことなどから、住家被害のうち「全壊・大規模半壊」は極端に少なく、ほとんどが一部損壊でした。

では、大阪府北部地震での死者・負傷者の原因は何だったのでしょうか。

自宅が倒壊したことにより家屋の下敷きになって犠牲になった方はいませんでしたが、ブロック塀の崩落に巻き込まれた方、本棚の下敷きになった方が犠牲になっております。また、負傷者の多くは家具の転倒によるものでした。自身や家族の命を守るために、今できることを確認しておきましょう!

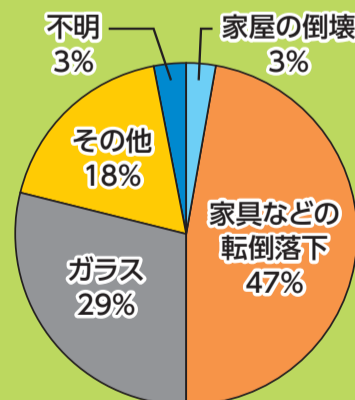
家具転倒防止対策してますか?

大地震では、タンスや本棚、冷蔵庫等の大型の家具や家電製品が簡単に移動してしまい、テレビ等は空中を飛び交うこともあります。また、家具等が転倒した拍子にガラスが割れて飛散することがあります。

どんなに地震に強い家に住んでいても、地震の揺れにより家具等が倒れ、下敷きになってしまったり、避難路が塞がれてしまったりは意味がありません。

怪我を未然に防ぎ、安全な逃げ道を確認するためにも、家具等の転倒・落下・移動防止対策はしっかり行いましょう。

『内部被害による怪我の原因』



日本建築学会「阪神・淡路大震災 住宅内部被害調査報告書」より

自宅で生活できなくなることも……

家具や家電製品の転倒・落下・移動やガラスの飛散により、家の中は滅茶苦茶になってしまい、一時的に自宅で生活することが困難になる可能性があります。また、地震発生直後に停電や断水が発生していると、部屋の片付けや掃除ができず、すぐに自宅での生活を再開することが難しくなります。



提供：株式会社サイエンスクラフト

避難経路を決めていますか?

大阪府北部地震では、児童が倒壊したブロック塀の下敷きになり、亡くなるという痛ましい事故が起きました。市では、このことを受け、小・中学校・その他の公共施設を対象にブロック塀などの調査・点検を行い、基準に適合しないブロック塀や、基準内であっても、ひび割れなどの損傷があるブロック塀を取り壊すなどの対策を講じています。今後も、順次適切な対応を行い、市民の安全確保に努めてまいります。

日頃から自宅周辺のブロック塀や自動販売機、古いビルや木造家屋など、倒れてくるものがないか確認し、複数の避難経路を決めておきましょう。

おくとというソフト面の対策も非常に重要です。

災害対策はハード面の整備も重要ですが、危険箇所を事前に把握して



自治会・町会が実施する安否確認の取組事例

自主防災連絡会の 重点取組テーマ 【安否確認】

自治会・町会・管理組合を中心に活動している文化センター圏域自主防災連絡会では、安否確認の仕組み作りを活動の重点テーマに位置づけて、取り組んでいます。自治会等の活動レベルに応じて、それぞれのペースで少しずつ取組を進めています。

既に安否確認活動について、先進的に取り組んでいる自治会を紹介させていただきます。

安否確認の重要性 大阪府北部地震を考える

地域での安否確認は、共助による一番最初の取組で、その後の救出救助や初期消火などの活動につながる重要な活動となります。

昨年の6月18日に発生した大阪府北部地震では、地震発生翌日に、親族の安否が確認できないという119番通報により消防隊が現場に駆けつけたところ、お亡くなりになっていた方が発見されました。

もし地震発生直後にご近所同士で安否を確認する仕組みがあったならば、助かる命があったかもしれません。

時間帯によっては、家に高齢者や子どもだけしかない場合もあります。大切な家族を地震から守るために、地震が発生した場合にはご近所同士で安否を確認できるようなご近所づきあいが大切になります。

災害当日のニュースでもアナウンサーが被災地の方向に向けて、

「ご近所で声を掛け合ってください」と、繰り返し呼びかけていました。隣の方が無事かどうか、最も迅速に確認できるのは消防や警察ではなく、そこに住んでいるあなたです。



武蔵台一丁目西町会

安否確認
事例1

町会独自の防災資料セット「防災BOX」の配布

震災時に玄関先に掲げる【安否カード】や【安否確認チェック表】と共に、町会で定めた【災害発生時の行動指針】、【災害への備え】をセットにした「防災BOX」を町会の全世帯に配布しました。

これにより、「町会として防災対策を推進するぞ」という意気込みを会員に伝えることができました。また、防災BOXに【府中市防災ハンドブック】や【東京防災】を入れておき、家族や町会で勉強会を行う際に活用したり、災害時にすぐに持ち出せるよう玄関においてもらっています。

💡 低予算で充実したセットを作成

「防災BOX」は100円ショップで購入したクリアケースを利用してお金をかけずに作成しました。

また、【安否カード】のラミネートや【防災BOX】に表示するラベル貼りなど全て町会役員が手作りで作成したことにより安価で作成することができ、役員全員で作業したことにより町会で一丸となって取り組もうという意識が芽生えました。

💡 安否確認の仕組み

各家庭は地震が収まったら家族の安否を確認して【安否カード】を玄関先に出し、班ごとに班長さんの自宅前に集まります。例えば10世帯の班で9世帯の人が集まれば残り1世帯の安否を確認すればいい。10世帯のうち5世帯の人しか集まらなければ、残り5世帯の安否を集まった5人で確認して対策本部のある公園に報告します。このときに班長だけが報告に行くのではなく、集まった人のなかで「私は応援できます」とか「協力できます」といった人がいれば一緒に公園に来てもらう、そうすることで他の班で応援が必要な場合に人員が確保できる理想的な流れが作れました。



💡 組織ではなく、仕組みを考えた

自治会の役員を決めるときでさえ、班長のなり手がなくて苦労する中、災害時の「情報班」や「救助班」などを任命するとみんな嫌がります。そこで、予め組織は作らずに動ける人が全員で協力するという仕組みにしました。

例えば、中学生に連絡をお願いできれば「連絡班」になれるはずです。人に役を充てたときに生じる「仕事で不在の時はどうするの」とか「旅行もできない」といった疑問や不安を解消することもできます。

高齢者や小さい子どもを抱えたお母さんなど身動きが取れない方は無理をせず、災害時に協力できる人ができることをやるという考えを大事にしました。

💡 自治会独自の「防災の日」を制定

訓練では必ず【安否カード】を出すようお願いしても約一割の世帯が【安否カード】を出し忘れていました。そこで、役員会でカードの出し忘れを減らすにはどうしたらいいか検討したところ、体で覚えるため月に一度カードを掲げる日を設定したらどうかという提案があり、毎月第一日曜日に自治会で廃品回収を行っていたので、その日を自治会の【防災の日】と制定して必ず【安否カード】出すことにしました。

💡 意外な効果も

実際に訓練を実施してみると自治会に加入していない世帯の方が興味をもって聞いてくるようになりました。

災害は明日来るかもしれないし、やらないよりやった方が絶対いいということで、行動してみたことで自治会員以外の人々の興味を引くことが出来ました。



押立西武自治会

安否確認
事例 2

市指定のごみ袋を活用した安否確認

地域での安否確認を迅速かつ簡単に行うために、玄関先に目印（フラッグやステッカー・タオルなど）を掲げて、自身の世帯が無事であることを意思表示する安否確認方法を行っている自治会や管理組合が増えています。

💡 予算0円でできる安否確認の目印

押立西武自治会では、自治会員が各家庭のドアや門に市指定のごみ袋をつけておくことで、自身の家庭の無事を知らせます。どの家庭にもゴミ袋はあるので、お金をかけずに予算0円でできる安否確認方法です。

防災活動を進めるときに、資機材や道具にかかる財源がないという自治会が多い中で、少しの工夫でお金をかけずに防災活動を進めている事例です。

今年初めてこの訓練を実施しましたが、半数以上の世帯がゴミ袋を掲げてくれていたそうです。今後は、ルール作りの更なる周知、参加率の向上が課題です。

💡 まちかど“互近助”防災訓練

公園や学校を防災訓練の会場として利用する団体が多いなか、押立西武自治会は、お互いが近隣で助け合う“互近助”が大事という考えから住宅街の中で訓練を行っています。

安否確認訓練のほか、スタンドパイプを利用した消火訓練や、竹竿と毛布など身近なもので応急担架を作成し搬送訓練を行うなど、実際に住んでいる家の目の前で実施される訓練は実災害を想定した訓練といえます。

防災訓練が毎年マンネリ化しないよう工夫しながら活動を進めています。



是政南町町会

安否確認
事例 3

住宅地図を利用した安否確認

町会で実施している防災訓練に合わせて安否確認訓練を実施しました。参加者は公会堂のある公園に集まる際に安否の報告を行います。

💡 地域の安否情報を一目で確認

公会堂のある公園には、拡大した住宅地図があり、自治会員自身が住宅地図の自宅の場所を色で塗ることで自身の世帯が無事であることを示し、地域の安否状況を一目で把握できる仕組みになっています。



💡 町会内の人材を活用

住宅地図は、会員のなかに製図家の方がいるので、地図の作成をお願いして地域の拡大地図を安否確認訓練用に作成しました。参加者の状況などを把握することができるので、参加者が少ない地域に重点的に参加を呼びかけたり、町会の班を再編成するなど、町会内での今後の防災対策に役立てようと考えています。



自治会・町会には様々なスキルやノウハウ、経験を持った人材がいます。そのような方の協力を得ることで、活動の幅が大きく広がります。

💡 一工夫で更にいい訓練に

高齢者や体調面の理由から訓練に参加できない方も多いと思いますが、そんな時はご近所の方が「今日は防災訓練だから」と一声かけて防災訓練に参加する仕組みを作ってはいかがでしょうか。訓練を理由に「ひと声」かけることでご近所の様子も確認できて、安否確認訓練の精度が上がり訓練としての意義も高まります。

炊出しのアルファ米やお土産などを持ち帰って、声をかけた方に渡してあげることで、訓練に参加できなくても自治会や町会から見守られている安心感が高まります。

あなたも、積極的に自治会等の防災活動に参加してみよう!

府中市内には、安否確認活動に限らず、様々な防災活動をしている自治会・町会・管理組合がいます。各団体で活動レベルに差があり、全く防災活動を行っていない団体もありますが、何かできるところから始めていきませんか?

また、自治会等に未加入の方は、自分の住んでいる地域がどんな活動をしているか確認してみてください。地域で安否確認や避難誘導など災害時に助け合える活動を行っていれば、自治会等に加入することは大きなメリットになります。

自主防災ふちゅうでは今後も先進的な防災活動を実施している自治会等の団体を紹介していきます。是非皆様の地域でも参考にしてみてください!

防災訓練への支援を行っています！

府中市・府中消防署では、自治会・学校・事業者等が実施する防災訓練に協力しています。

府中市内の自治会・学校・事業所等が実施する防災訓練の回数は、年々増加傾向にあります。いずれ起こる災害に備えて、防災訓練を実施し、地域防災力を向上させましょう。

人数・規模・テーマに応じて様々な訓練のご提案をさせていただきます。お気軽に府中市・府中消防署へ問い合わせください。



地震体験車の派遣



防災知識講話



炊出し訓練に伴うアルファ米の支給

問合せは府中市へ(042-335-4098)

問合せは府中市消防署へ(042-336-0119)



応急救助訓練



通報訓練



煙体験訓練



救出救助訓練



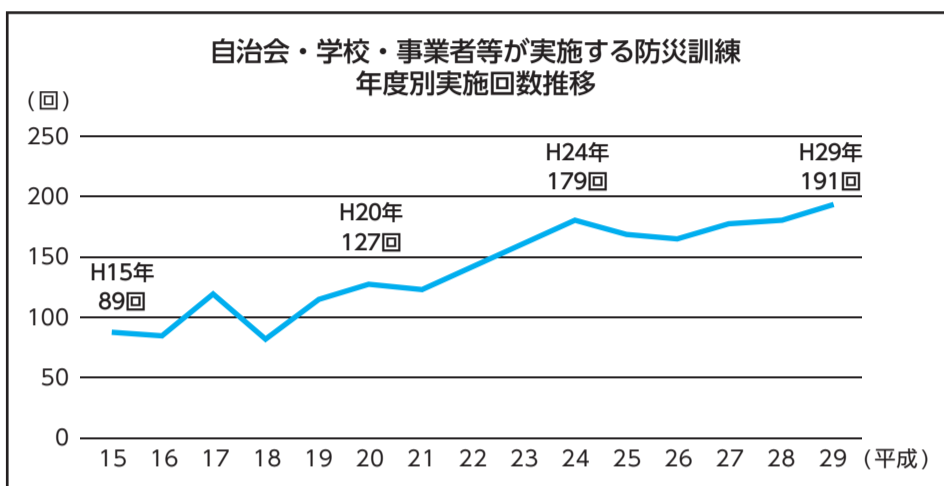
初期消火訓練



電気火災実験



スタンドパイプを活用した放水訓練



災害時要援護者名簿にご登録ください

市では、高齢者や障害のある方など、災害発生時に自ら避難することが困難な方が円滑かつ迅速に避難できる仕組みづくりを進めるために、支援が必要な方の情報を「災害時要援護者名簿」にまとめ、市と協定を締結した自治会、民生委員などの地域の支援機関に提供しています。支援機関は、登録者の支援者の選定など、災害発生時にできる限り登録者の安否確認や避難の支援ができる体制づくりに取り組んでいきます。災害発生時の安全や安心を高めるため、ぜひご登録ください。

▼その他

名簿対象者の「自助」を支援するため、「救急医療情報キット」を無料配付しています。キットは、災害発生時や救急要請時に自らの情報を救急隊員などに伝えられるよう、親族の緊急連絡先、飲んでいる薬などの医療情報等を記入した用紙を入れておくプラスチック製の筒で、自宅の冷蔵庫に保管しておきます。

※名簿には登録せず、キットの配付のみを受けることもできます。



対象者

自治会などの地域の支援機関に個人情報を提供することに同意し、次のいずれかに該当する市民

- 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- 要介護認定で要介護3~5の方
- 肢体不自由者は1~3級、視覚障害者は1・2級、呼吸器機能障害者は1級の身体障害者手帳を所持している方で、障害者のみの世帯の方
- 1~3度の愛の手帳、1~3級の精神保健福祉手帳を所持している方で、障害者のみの世帯の方
- 日中は家族が不在で一人になるなど、上記と同様な状況にあると認められる方

▼申込み

所定の申請書(市役所1階高齢者支援課、各地域包括支援センターに用意)で、高齢者支援課、または各地域包括支援センターへ

▼問合せ

高齢者支援課福祉相談係(042-335-4496)

■協力自治会を募集

高齢者や障害のある方を地域で支援するため、事業に協力し、市と協定を締結する自治会を募集しています。協定を締結した自治会には、市から災害時要援護者名簿を提供し、登録者の支援者を選定していただきます。支援者には、災害発生時に可能な範囲で登録者の安否確認や避難の支援をお願いします。

【災害時要援護者名簿の活用イメージ】

